

静岡県 PPP 手法導入検討指針

平成 31 年(2019 年) 3 月 策定

令和 7 年(2025 年) 4 月 改定

財務部行政経営課

はじめに

人口減少や公共施設の老朽化など、自治体を取り巻く環境が変化する中、自治体経営における諸課題の解決策として、PFIを含めた多様な公民連携手法、すなわち PPP 手法の重要性が増している。

本県は、平成 23 年度に「静岡県 PFI 活用指針」を策定し、PFI を適切に導入するための指針を示したほか、「静岡県公共施設等総合管理計画」(平成 27 年 2 月策定)では、「民間や県民の知恵、ノウハウ、資金等を最大限活用していく。」としており、民間活力の活用方針を明確にしている。

また、「行政経営革新プログラム」(平成 30 年 3 月策定)においても、「民間の能力とノウハウの活用による県民サービスの向上」を掲げ、民間活力の活用により、高度化・多様化する行政需要に対応し、質の高い県民サービスを提供していくことを確認しているところである。

今後、本県の人口はさらに減少する。限りある経営資源では、県有施設を従来どおりの規模で安全に維持していくことは難しくなる。また一方で、観光施策によるインバウンドの取り込みなど、時代の流れに応じた新たな行政サービスの提供にも取組まなければならない。

こうした県有施設をめぐる諸課題を解決するためには、県が全てを担う従来方式(直営)だけでなく、PPP 手法の導入についても充分検討する必要がある。ただし、PPP 手法はいかなる事業においても有効というわけではなく、導入検討にあたっては、設計・建設・維持管理のトータルコストや、民間資金・技術の活用による優位性等、確認すべきことが多くある。このため、本指針では、先に策定した「静岡県 PFI 活用指針」を踏まえつつ、さらに広い公民連携の概念である PPP 手法について、導入を検討するための手順を整理した。

新規事業の発案段階だけでなく、既存施設の維持管理・運営等、様々な場面において、本指針による事業検討を行うことにより、民間の資金・ノウハウを最大限に活用し、県民サービスのさらなる向上を図ることができるものとする。

なお、本指針は、平成 27 年 12 月 17 日付け内閣府・総務省通知「「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)」における、「優先的検討規程」に当たるものである。

本指針の運用

- ・ 本指針は、策定後、1年間の準備期間を経て、2020 年度から運用を開始する。
- ・ 本指針の運用開始に合わせ、「静岡県 PFI 活用指針」(H23 年度策定)は廃止する。

1 総則

(1) 目的

本指針は、公共施設の整備等について、多様な PPP 手法の導入を検討するに当たって必要な事項を定めることにより、効果的かつ効率的に公共施設等を整備等し、もって県民に対する行政サービスの維持・向上を図ることを目的とする。

(2) 定義

本指針において次に掲げる用語の意義は、それぞれその次に定めるところによる。

- ① PPP 公共施設の整備等について、民間の創意工夫等を活用する手法 (PFI、その他未利用県有財産の利活用を含む) をいう。
- ② PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号)
- ③ PFI PFI 法に基づき実施する手法
- ④ 優先的検討 本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。
- ⑤ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する「公共施設等」をいう。
- ⑥ 整備等 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する「整備等」をいう。
- ⑦ 公共施設等整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ⑧ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する「運営等」をいう。
- ⑨ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する「利用料金」をいう。

PFI 法

第二条 この法律において「**公共施設等**」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設

二 庁舎、宿舎その他の公用施設

三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設

五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「**特定事業**」とは、公共施設等の**整備等**(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

(中略)

6 この法律において「**公共施設等運営事業**」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権(公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。)を有する公共施設等(**利用料金**(公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。))を徴収するものに限る。)について、**運営等**(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

(3) 対象とするPPP/PFI手法

公共施設の整備等	① 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式（コンセッション） 指定管理者制度 包括的民間委託 O方式（運営等 Operate）
	② 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ESCO
	③ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法（維持管理・運営を含まない手法）	BT方式（建設 Build-移転 Transfer） DB方式（設計 Design-建設 Build） リース方式（民間建設借上方式）
未利用県有財産の利活用	④ 民間事業者が未利用の県有地を利活用する手法	定期借地権方式（事業用定期借地権、普通定期借地権、建物譲渡特約付借地権） 事業者提案型公募による売却
	⑤ 民間事業者が未利用県有施設等を利活用する手法	定期建物賃貸借方式 事業者提案型公募による売却

※上記のPPP/PFI手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用）や、Park-PFI等を活用することも考えられる。

※公共施設等運営権方式については、BT方式やRO方式等と組み合わせて活用することも考えられる。

2 公共施設等整備事業における優先的検討

(1) 優先的検討の開始時期

次に掲げるときに優先的検討を行うことを基本とする。

- ・ 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ・ 公共施設等の運営等の見直しを行う場合
- ・ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

(2) 優先的検討の対象とする事業

次のいずれかに該当する公共施設等整備事業を優先的検討の対象とする。

- ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設等整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

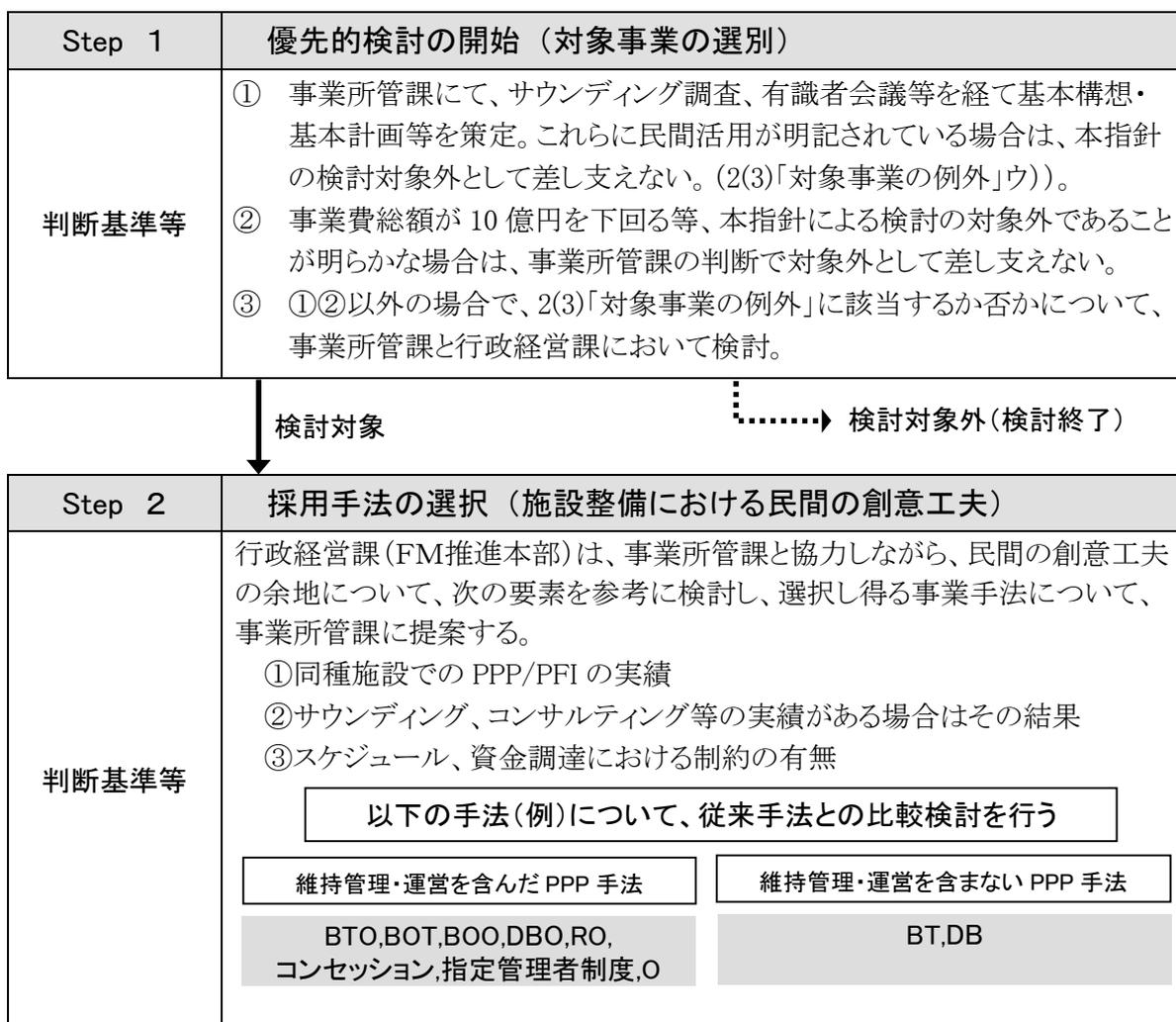
(3) 対象事業の例外

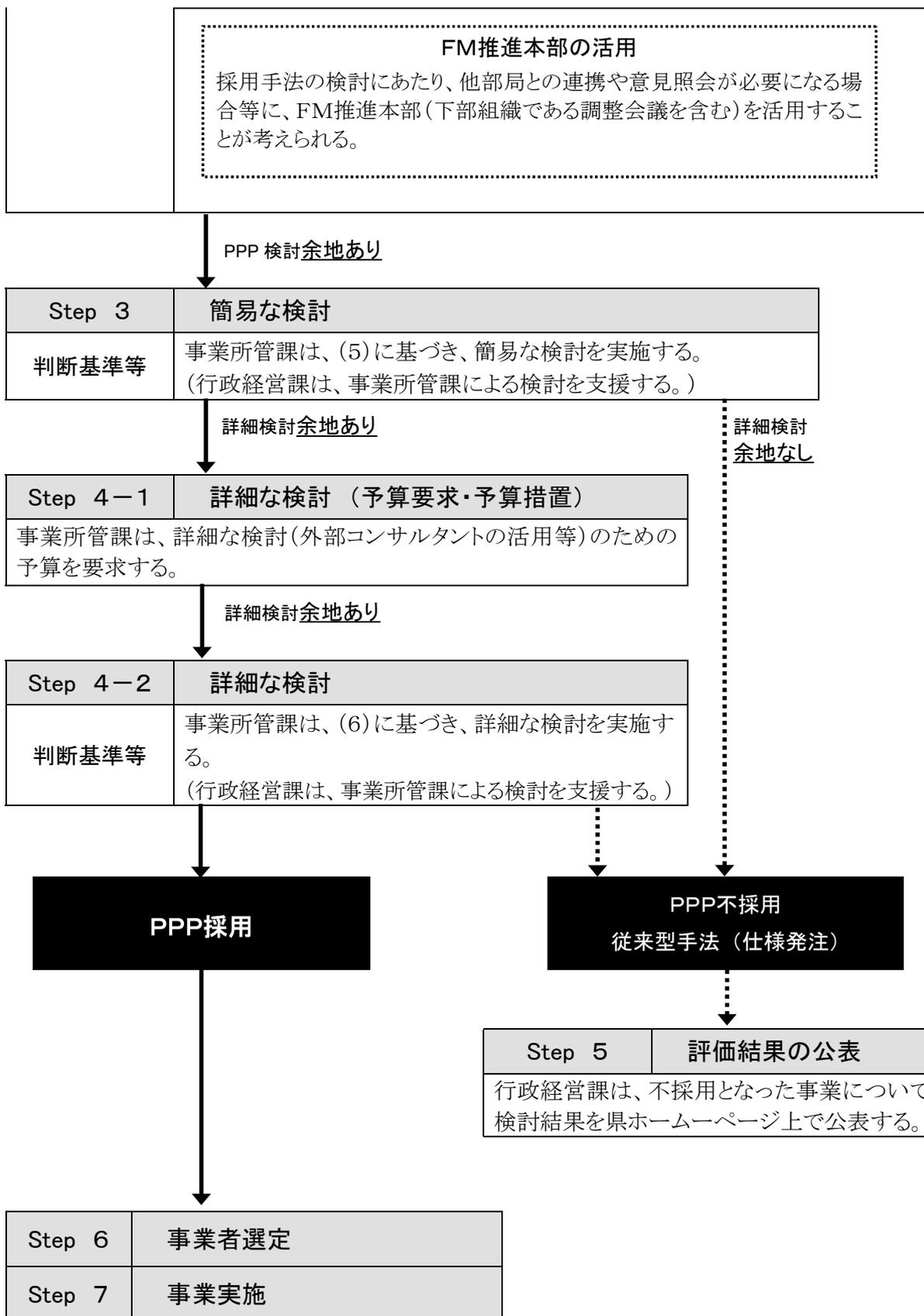
次に掲げるものは、前号に関わらず優先的検討の対象から除くことができる。

- ア 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- イ 災害復旧等、緊急に実施する必要がある事業
- ウ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設等整備事業
- エ 本指針とは別に、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討する基準と仕組みが構築されている事業分野における公共施設等整備事業
- オ その他、民間による創意工夫の余地が限定的と認められる事業

(4) 適切な手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設等整備事業について、次のフローを参考に、当該事業の期間、特性、規模、過去の事例等を踏まえ、適宜、ファシリティマネジメント推進本部（以下「FM推進本部」という。事務局：行政経営課）を活用しながら、多様な事業手法から最も適切な手法を選択するものとする。





(5) 簡易な検討

事業所管課は、次の項目について、別紙1「PPP/PFI 簡易評価調書」、及び別紙2「簡易な検討の計算表」により簡易な検討を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP手法を導入した場合とを比較し、PPP手法導入の適否を評価するものとする。

行政経営課は、事業所管課による検討を支援するものとする。

① 一次調査

ア 一括発注の適性

どの業務までを一括で発注することが可能か、一括発注により効率化やサービスの質の向上が図られるかを調査

イ 性能発注の適性

性能発注により、民間事業者の創意工夫によるコスト削減やサービスの向上が期待できるかを調査

ウ 事業者の競争原理

複数の民間事業者の参入が見込まれ、競争原理によるコスト削減やサービスの質の向上が期待できるかを調査

エ スケジュールの適性

供用開始時期など、優先すべきスケジュールがある場合に、無理のないスケジュールで事業手法の検討を行うことができるかを調査

オ 類似事例

類似事例を参考に採用手法を調査

カ 補助金・起債

採用手法に補助金や起債を充当し、より財政負担の軽減が図られるかを調査

② 二次調査（定量評価）

ア 公共施設等の整備等の費用（運営等を除く）

イ 資金調達に要する費用

ウ 調査に要する費用

エ 税金

オ 公共施設等の運営等の費用

カ 民間事業者の適正な利益及び配当

キ 利用料金収入

(6) 詳細な検討（可能性調査）

事業所管課は、(5)の簡易な検討においてPPP手法導入の適性があると評価された事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP手法を導入した場合との間で、財政負担額

を比較し、PPP手法の導入の適否を評価するものとする。

行政経営課は、事業所管課による検討を支援するものとする。

3 未利用県有財産の利活用における PPP 手法の導入検討

未利用の土地・建物及びスペースについては、庁内利用、市町・民間への売却・貸付等、利活用方法を多角的に検討し、県民サービスの最大化と、より良い条件での歳入確保を図る。

なお、利活用方法の検討にあたっては、民間事業者へのサウンディング等による PPP 手法の導入検討を行うなど、多角的な検討を行う。